

市町における医療的ケア児支援の取組状況等について

※資料 2 - ② 参照

1 協議の場の設置状況等

- ・全市町で設置済。
- ・各市町において協議会等を開催し、医療的ケア児支援に関する関係分野の取組等を協議。

2 令和 6 年度における特徴的な取組・支援内容、実績例

○下関市

- ・医療的ケア児在宅レスパイト事業を開始。(令和 6 年 6 月)
- ・医療的ケア児に係る避難訓練を実施。(令和 6 年 1 1 月)
- ・小中学校において、医療的ケア支援員を配置。(2 校に 2 名ずつ、計 4 名)
- ・医療的ケア支援員参加の研修会を実施。

○長門市

- ・来年度の入園及び入学に向け、子育て支援課と教育委員会が連携し、支援体制の構築に向けた協議を実施。
- ・今夏より、児童クラブにおいて 1 名利用開始。

○美祢市

市内事業所での受入れが困難な医療的ケア児であった者の居場所づくりについて、市独自で日中一時支援事業を実施。

3 今後の取組予定

○岩国市

医療的ケア児在宅レスパイト事業の検討。

○長門市

家族会から提案されている災害時対策について、現状を把握。研修会や避難訓練の実施等の協議を行う。

4 課題例

- ・医療職の確保が難しく、教育機関での看護職員の確保も難しい。
- ・高校卒業後の医療的ケア児者の受入れ体制の整備。(通所事業所の環境、看護職員をはじめとした人材体制、送迎など)
- ・医療的ケア児が利用することができる放課後等デイサービス事業所や短期入所事業所などが市内にはほぼいないため、市外の事業所まで行かなければならず、家族の負担が大きい。

- ・医療機関との連携が弱く、医療的ケア児の退院後のサービスに繋がっていないケースがある。
- ・保育施設や学校での受入れについて、看護職員の配置など受入れ体制が十分に整っていない。

5 日常生活用具給付等事業について

全 19 市町の日常生活用具給付等事業の実施状況について調査を実施したところ、国の参考例としてあげられた種目（※）については、全ての市町において概ね給付対象としているところであるが、一部の市町においては、医療的ケア児等に対し、以下の独自給付を行っている。

○下関市

- ・医療的ケア児（者）への災害対策として、日常生活用具給付等事業の給付種目に、人工呼吸器用非常用電源を追加。（令和4年4月1日から）
- ・日常生活用具給付等事業の給付種目に、浴槽を追加（令和5年4月1日から）

○山口市

日常生活用具給付事業において、非常用電源、足踏み式・手動式吸引器（令和5年度から）

○柳井市

日常生活用具給付事業において、新たに人工呼吸器用非常用電源を追加。（令和4年7月1日から）

○田布施町

日常生活用具給付事業実施要綱を改正し、新たに人工呼吸器等用非常電源を項目に追加。（令和5年9月19日から）

○平生町

日常生活用具給付事業において、新たに非常用電源を追加。（令和5年12月25日から）

< (※) 国の参考例としてあげられた種目 >

①種 目		②対象者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす (児のみ)	
	訓練用ベット (児のみ)	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害
	便器	
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害
	移動・移乗支援用具	
	頭部保護帽	
	特殊便器	上肢障害
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害等
	ネブライザー (吸引器)	呼吸器機能障害等
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害等
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ストーマ造設者
	紙おむつ等	高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者
	収尿器	高度の排尿機能障害者
居宅生活動作補助用具	住宅改修費	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変